主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

弁護人田坂戒三、同井出正光の控訴の趣意は記録編綴の同弁護人ら共同作成名義 の控訴趣意書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

論旨第一点法令の適用に誤りがあるとの主張について。

所論は、刑法第一五九条の文書偽造罪は文書の作成名義を偽ることにより成立するものであるが、原判示第一、第二の事実につき、同判示遺言書の作成名義人は遺言者ではなく、当該遺言者の遺言を筆記した証人、すなわち被告人Aであるにかかわらず、原判決はこの点に関する民法第九七六条の解釈を誤り、同法条による遺言書の作成名義人は、当該遺言者であると認定判示し、被告人両名が、遺言者である原判示Bの遺言書を偽造し、被告人Cは右偽造した遺言書を行使したとして、いずれも有罪を認定処断した原判決は法令の解釈を誤つたものであると主張する。

原判決が本件遺言書に証人並びに代筆人として被告人Aの署名押印があることを認定したうえ、被告人らが共謀のうえ遺言者B作成名義の本件遺言書を偽造し、被告人Cがこれを行使したとして有罪の認定をしたことは所論指摘のとおりである。 〈要旨第一〉しかして、文書の偽造とは、作成権限を有しない者が、他人の名義を

(要旨第一)しかして、文書の偽造とは、作成権限を有しない者が、他人の名義を 冒用して文書を作成することである</要旨第一>が、民法第九七六条に規定する方式 により作成された遺言書は、その遺言書に記載してある遺言の主体である遺言者が 名義人であつて、遺言者の口授を聞いてこれを筆記した者がその名義人ではない。

1、これを筆記した。 一名義人であった。 一名義人であり、一名。 一名義人であり、一名。 一名義にはて、遺言者ができないため、自己の遺言書を作成することができないため。 一名表所定の遺言書を作成することができないたり、一個人の遺言であり、一個人として、自己であり、一個人である。 一名表所定の欠格事由にの遺言であり、一個人である。 一名表示でも遺言であり、一個人であるに過ぎないのであり、これをであり、一個であり、これをであり、一個であり、これをであり、これをである。 一名表示であり、一個人であり、これをである。 一名表示であり、一個であり、一個であり、これをである。 一名表示であり、一個である。 一名表示であり、一個である。 一名表示であり、一個であるに過ぎないのであるに過ぎないの表示である。 一名表示であり、一個である。 一名表示であり、一個である。 一名表示であり、一個である。 一名表示である。 一名を記述する。 一名の作成名義人は遺言者本人である。 一名の内容、形式自体からして、その作成名義人は遺言者本人である。 であるからである。

また、所論は、民法第一〇〇四条が、遣言者の作成にかかる「遺言者」は、家庭裁判所において「検認」、「開封」されなければならない旨規定している心必要はおらず、民法第九七六条は、同条による遺言は「遺言書」の検認を受ける必要はるく、「遺言」の「確認」を家庭裁判所において受けることを要する旨規定していることからしても、民法第九七六条による遺言書は遺言者の作成名義にかかる文書ではなくして、遺言者の遺言を録取した筆記人の作成名義の文書であることが明白ではなくして、遺言者の遺言を録取した筆記人の作成名義の文書であることが明白の遺言者が死亡の危急に迫つている病者等であるから、こまででは、過言者が死亡の危急に迫っている病者等であるから、こまでで立会した証人が、共謀して遺言者の意思に反した遺言書を作成したり、又

よつて、被告人両名共謀のうえ、被告人AがBの死亡後において、同人の生前その遺言の口授を受けてこれを筆記したものであるかの如く虚偽の本件遺言書を作成したものである以上、右遺言書にその作成者被告人Aが、筆記人として署名押印をしているにしても、右Bの作成名義を冒用して、同人の遺言書を作成した私文書偽造罪が成立することは明白である。

一ましてや、本件遺言書写(証第一号)、審判謄本(証第四号)によれば、遺言書の名義人として遺言者Bの署名が記載してあり、記録に徴すれば、右署名は被告人Aがほしいままに記載した事実が認められるのであるから、原判決がこれを偽造した他人の署名を使用した場合の刑法第一五九条第一項所定の私文書偽造罪に該当するものと認定し、原判示第二のとおり被告人Cを偽造私文書行使罪に問擬したことは相当であり、原判決には所論法令の解釈適用を誤つた違法はないから論旨は理由がない。

がない。 論旨第二点、原判示第三事実についての法令違反、事実誤認の主張について、 所論は、原判示第三の事実につき被告人Aは広島家庭裁判所において、本件遺言 の確認審判事件につき証人として審問を受けたが、同裁判所は証人Aに宣誓書を朗 読させていないし、宣誓の趣旨の諭示、偽証の罰の警告もしていない。また、起立 して厳粛に宣誓手続をしていないから、同人は「法律により宣誓した証人」とは認 められない。従つて刑法第一六九条にいう証人ではないのに、被告人Aを法律によ り宣誓した証人として偽証罪に問擬した原判決には、法令の解釈適用を誤り、ひい ては事実を誤認した違法があると主張する。

しかし、裁判所が証人を取り調べるに当つては、当然石方式を腹践するのを通常とするし、右方式を履践したか否かは、調書に記載することを要する事項ではないから、調書に記載してないからといつて直ちにこれを履践しなかつたと断ずることはできないけれども、被告人Aの原審公判における供述、同人の司法警察員、検察官に対する各供述調書を総合すれば、所論のように右方式は総て履践せられず、審問の終了した後、証人である被告人Aをして宣誓書に署名押印のみをさせて審問調書に添付したのではないかと推認される。

〈要旨第二〉若しそうであるとすれば、前記法律に規定してある方式に従つてなされなかつた右宣誓手続は甚だしく違法〈/要旨第二〉であるといわなければならない が、被告人Aの前記原審公判及び供述調書における供述によれば、同被告人は広島 家庭裁判所の審判廷において、審問を終つた直後、家事審判官及び裁判所書記官立 会の面前で、民事訴訟法第二八八条第二項に規定する文言の記載してある宣誓書を 手渡され、これを黙読して、その文言の意味を十分了解したうえでこれに署名押印したことが認められるから、被告人Aは法律の規定に基づく証人として、法律に規 定する文言に従つて虚偽の陳述をしないことを誓つたものというべく、従つて前記のような法律に定める宣誓の方式に従わなかつた欠缺があつたにしても、やはり_ 「法律により宣誓した証人」に該当するものというべきである。けだし、審問終了 後宣誓せしめることは、例外的ではあるが民事訴訟法第二八五条但書の認めるとこ ろであり、また法律が前記のような厳格な宣誓の方式を規定した趣旨は、証人に対 して真実の陳述を求めると共に、虚偽の陳述をして偽証の罪に陥ることのないよう 注意を喚起するための訓示規定と解するを相当とするから、右規定に違反した違法は、その陳述の証言たる効力を妨げないのは勿論、宣誓たる効力をも失わしめるも のではないと解すべきであるからである。故に被告人Aが前記認定のように審問終 了後法律により宣誓しながら、それまでになした虚偽の陳述につきなんら変更訂正 をしなかつた以上、これを偽証罪に該当するものと認定した原判決は相当であり、 原判決には所論のような事実誤認も法令違反も存しない。論旨は理由がない。 よつて、刑事訴訟第三九六条に則り本件控訴を棄却することとし、主文のとおり 判決する。

(裁判長裁判官 高橋英明 裁判官 福地寿三 裁判官 田辺博介)